



Title	ベルギー国際私法立法案の紹介（二・完）
Author(s)	長田, 真里
Citation	阪大法学. 2004, 54(2), p. 197-225
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/54786">https://hdl.handle.net/11094/54786</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## ベルギー国際私法立法案の紹介（二・完）

長 田 真 里

### 第四章 共同生活関係 (relation de vie commune)

#### 第五八条 「共同生活関係」概念

本法において、「共同生活関係」とは、公の機関により登録されるものであり、かつ、同居者間に婚姻と同等の関係を生ぜしめない共同生活状態をいう。

#### 第五九条 共同生活関係に関する国際裁判管轄

第四二条は、共同生活関係に関するすべての訴えにつき適用される。共同生活関係の締結あるいは終了の登録は、登録時に共同生活者の一方がベルギー人であるか、ベルギーに住所もしくは常居所を有している場合には、ベルギーでもなされうる。共同生活関係終了の登録は、その締結の登録がベルギーでなされていた場合には、ベルギーでもなされうる。

#### 第六〇条 共同生活関係の準拠法

- ① 共同生活関係の有効性の要件は、各共同生活者について、当該関係の登録時のその者の本国法による。ただし、共同生活関係の締結に関する方式は、当該関係が登録される国の法律による。
- ② ベルギーで登録された共同生活関係の、共同生活者間ならびに第三者に対する効力は、ベルギー法による。外国で登録された共同生活関係の効力については、第四八条ないし五四条の規定により指定される法による。
- ③ ベルギーで登録された共同生活関係の終了の要件はベルギー法による。外国で登録された共同生活関係の終了の要件は、第五五条に従い指定される法による。ただし、当該関係の終了に関する方式は、終了行為がなされる国の法による。

- ④ 前第二項および第三項により、共同生活関係の効力もしくはその終了についての準拠法となる外国法は、その法に同様の関係が存在していない場合には、適用されない。この場合には、当事者が関係登録当時常住所を有していた国の法による。共通常居所がない場合、あるいは共通常居所地国法に同様の関係が存在していない場合には、当該関係が登録された国の法による。

## 第五章 親子関係

### 第一款 実親子関係

#### 第六一条 親子関係に関する国際裁判管轄

ベルギー裁判所は、本法総則に別段の定めがない限り、以下の場合に父子関係もしくは母子関係の成立および否認に関するすべての訴えにつき管轄権を有する。

- (i) 訴訟の開始時に子がベルギーに常居所を有する場合
- (ii) 父子関係もしくは母子関係の成立あるいは否認が求められている者が訴訟の開始時にベルギーに常居所を

## 有する場合

- (iii) 子および父子関係もしくは母子関係の成立あるいは否認が求められている者が、訴訟の開始時にベルギー人である場合

### 第六二条 親子関係の準拠法

- ① ある者についての父子関係もしくは母子関係の成立および否認は、子の出生当時のその者の本国法による。その成立が自發的行為の結果として生じる場合には、その行為時のその者の本国法による。本条により指定される準拠法が同意を要していない場合には、子の同意の要求および同意の要件は、同意の方式と同様に、同意のときに子が常居所を有する国の法による。

- ② 親子関係が、本法により適用されるべき法により、同性の複数者間について有効に成立する場合には、法律上当然の結果として生じる親子関係に適用されるべき法が、認知行為の効力についても適用される。法律上当然に生じる複数の親子関係の抵触の場合には、当該状況に最も密接な関連を有する国の法による。本法により適用されるべき法に従い、子が複数の同性者により有効に認知される場合には、最初の認知に適用されるべき法が後の認知の効力について適用される。

### 第六三条 親子関係の準拠法の適用範囲

第六二条により指定された法は特に以下の事項につき適用される。

- (i) 親子関係の検索もしくは否認が許される者  
(ii) 親子関係の立証責任およびその対象、ならびに証明方法の決定  
(iii) 身分占有の要件およびその効果

(iv) 訴えの提起期間

第六四条 認知の方式の準拠法

認知行為は第六二条第一項第一文により親子関係に適用されるべき法、あるいは、認知行為のなされた地の法により定められる方式に従つてなされる。

第六五条 認知を受ける管轄

認知行為は以下の場合ベルギーにおいてなされうる。

- (i) 認知行為のときに、認知者がベルギー人であるか、その住所もしくは常居所がベルギーにある場合
- (ii) 子がベルギーで出生した場合
- (iii) 認知行為のときに、子がベルギーに常居所を有する場合

第二款 養親子関係

第六六条 養子に関する国際裁判管轄権

本法に別段の定めがある場合を除くほか、ベルギー裁判所は、訴訟の開始時に、養親、養親の一方あるいは養子がベルギー人であるか、もしくは、ベルギーに常居所を有する場合に、養子縁組を宣告する管轄権を有する。ベルギー裁判所は、第一文の要件の下で、養子縁組の取り消しについて管轄権を有する。また、ベルギーで成立した養子縁組についても管轄権を有する。

第六七条 養子縁組成立の準拠法

養親子関係の成立は、養親もしくは養親の双方のその当時の本国法による。養親が同一本国法を有していない場合には、養親子関係の成立は、その当時の養親の共通常居所地法により、共通常居所地がない場合には、ベ

ルギー法による。ただし、裁判所が、外国法の適用により養子の利益が害されることが明白であり、かつ、養親が明らかにベルギーと密接に関係を有していると認めた場合には、ベルギー法が適用される。

#### 第六八条 養子の同意の準拠法

養子、及びその行為者あるいは法定代理人の同意は、同意の方式についてと同じく、養子が養子縁組による移動の直前まで常居所を有している国の法による。養子縁組による移動がない場合には、養子縁組当時の法による。

#### 第六九条 養子縁組成立の方式の準拠法

ベルギーにおいて成立する養子縁組の方式は、ベルギー法による。養子縁組が外国において当該国の法に従い成立した場合であり、かつ、その法が司法手続きを必要としている場合には、その手続きはベルギーにおいて、ベルギー法に定められた手続きに従い遂行されうる。

#### 第七〇条 養子縁組に基づく関係の性質

第六七条により適用されるべき法は、養子縁組により成立する関係の性質および養子と実方との関係の終了についても適用される。

#### 第七一条 養子縁組の取り消しの準拠法

養子縁組の取り消しは、養親もしくは養親の双方の訴訟開始時の本国法による。養親が共通本国法を有していない場合には、養子縁組の取り消しは、訴訟開始時の養親の共通常居所地法による。共通常居所地がない場合には、ベルギー法による。

#### 第七二条 外国で成立した養子縁組の承認

養親子関係を成立させる外国判決は、第一五条に定める拒絶事由のほか、当該外国裁判所の管轄権が養親、養親の一方あるいは養子の国籍もしくは常居所に基づいていない場合には承認されない。

## 第六章 扶養義務

### 第七三条 扶養義務に関する国際裁判管轄権

① ベルギー裁判所は、本法の総則規定に別段の定めなきときには、以下の場合に、扶養義務に関するすべての訴訟につき管轄権を有する。

- (i) 扶養権利者が訴訟の開始時にベルギーに常居所を有する場合
- (ii) 扶養権利者および扶養義務者が訴訟の開始時にベルギー人である場合

② 人の身分に関する請求に付随した請求に関する場合には、当該請求について管轄権を有するベルギー裁判所は、扶養請求についても管轄権を有する。

### 第七四条 扶養義務の準拠法

① 扶養義務は、扶養権利者が請求時に常居所を有する国の法による。ただし、扶養義務者が、請求時に、扶養権利者と扶養義務者の共通本国に常居所を有する場合には、扶養義務はその国の法による。

② 第一項により指定される法によれば扶養権利者が扶養の権利が認められない場合には、夫婦間および未成年の子に対する扶養義務は扶養権利者と扶養義務者の請求時の共通本国法による。その法が扶養の権利を認めない場合には、ベルギー法が適用される。

### 第七五条 扶養の約定

① 血族関係、婚姻もしくは姻族関係から生じる扶養に関する約定は、当事者の選択により、いずれか一人の

選択時の本国法、もしくは常居所地法による。

- ② 選択がなされない場合には、この約定は扶養権利者がこの約定締結時に常居所を有した国の法による。ただし、扶養権利者と扶養義務者が約定締結時に共通本国を有しており、かつ扶養義務者がその国に常居所を有している場合には、その国の法による。

- ③ 扶養の約定は、前二項に従い適用されるべき法、もしくは、当該約定が締結された国の法に定める方式に従っている場合有効である。

#### 第七六条 扶養義務の準拠法の適用範囲

- ① 扶養義務の準拠法は以下の事項につき特に適用される。

- (i) 扶養権利者が扶養を請求することができる範囲およびその対象となる者  
(ii) 扶養請求の訴訟を提起することができる者およびその時期  
(iii) 扶養料変更の可否およびその要件  
(iv) 扶養の権利の消滅原因  
(v) 扶養権利者に扶養を供した者が償還請求する場合の扶養義務者の義務の範囲

- ② 扶養権利者の債権についての第三者による代位は、前項第五号に定める場合を除くほか、扶養権利者に弁済すべき第三者の債務に適用されるべき法による。

#### 第七七章 相続

#### 第七七条 相続に関する国際裁判管轄権

ベルギー裁判所は、第五条を除く本法総則に別段の定めなきときは、以下の場合に、相続に関するすべての訴

えにつき裁判管轄権を有する。

- (i) 被相続人が死亡時にベルギーに常居所を有していた場合
- (ii) 訴訟の開始時に、ベルギーに所在していた財産に関する請求である場合

### 第七八条 相続の準拠法

- ① 相続は、被相続人の死亡時の常居所地法による。
- ② 不動産の相続は、当該不動産の所在地国法による。ただし、外国法が被相続人の死亡時の常居所地法を指定している場合には、その国の法が適用される。

### 第七九条 相続の準拠法の選択

相続のすべてに適用されるべき法は選択することができる。ただし、指定時もしくは被相続人の死亡時の指定者の本国法あるいは常居所地法以外の法を選択することはできない。また、この指定により、第七八条により適用されるべき法により相続人に保証されている遺留分が、相続人から奪われることはない。準拠法の指定およびその取り消しは、死亡による処分の形式を有する意思表示において明示になされなければならない。

### 第八〇条 相続の準拠法の適用範囲

- ① 相続の準拠法は特に以下の事項につき適用される。
  - (i) 相続の開始事由とその時期
  - (ii) 相続人および受遺者の相続能力。そこには相続についての生存配偶者および他の者の権利も含まれる。
  - (iii) 国家の相続能力
  - (iv) 相続権剥奪および相続欠格事由

- (v) 死亡による処分の有効性
- (vi) 処分任意分、遺留分および死亡による処分の自由に対する他の制限
- (vii) 相続人および受遺者の権利の性質およびその範囲、および被相続人により課せられる義務
- (viii) 相続の承認もしくは放棄の要件および効果
- (ix) 処分もしくは受諾不能の特別事由
- (ix) 恵与の持ち戻しおよび減殺 (le rapport et la reduction des liberalités) ならびに相続分の計算に際してそれらを考慮するか否か
- (2) 相続の承認もしくは放棄の方式は、相続が開始された国の法による。
- ### 第八一条 分配方法
- 相続分の構成および分配方法は分配時の財産所在地法による。
- ### 第八二条 相続財産の管理および譲渡
- (1) 相続財産の権利および譲渡は、第七八条および七九条に従い相続に適用されるべき法による。前文による場合を除くほか、財産の管理および譲渡について、当該財産の所在地法が、その国の公的機関の関与を要求している場合、その法が適用される。
- (2) 第一項に従い相続財産を管理する資格を有する者の権限は、ベルギーで下されたかもしくは承認された判決に従い分配されたものを害することはない。
- ### 第八三条 死因処分の方式
- 遺言による処分の方式およびその取り消しは、一九六一年一〇月五日ハーグで締結された遺言の方式の準拠法

に関する条約に従い適用されるべき法による。他の死因処分についても本条約の適用は及ぶ。

#### 第八四条 死因処分の解釈

死因処分の解釈およびその取り消しは、第七九条に従い選択される法による。この選択は、明示になされるかもしくは処分あるいは取り消しの一定の方式にのつとつてなされなければならない。選択がない場合には、解釈は、処分もしくは取り消しが最も密接な関連を有する国の法による。反証がない場合には、行為と最も密接な関連を有する国は、処分者が処分もしくは取り消し時に常居所を有した国と推定される。

### 第八章 物

#### 第一款 國際裁判管轄権

##### 第八五条 物権に関する国際裁判管轄権

ベルギー裁判所は、本法総則に別段の定めなき場合には、訴訟の開始時に問題となる物がベルギーに所在している場合に、有体物についての物権に関するすべての訴訟につき管轄権を有する。

##### 第八六条 知的財産権に関する国際裁判管轄権

ベルギー裁判所は、本法総則に別段の定めなき場合には、ベルギー国内での知的財産権の保護を求めている場合、その保護に関するすべての訴訟につき管轄権を有する。本法総則に別段の定めある場合を除き、ベルギー裁判所は、国際条約の文言に照らして、ベルギー国内で行われたもしくは行われたとみなされる登録についての請求である場合にのみ、知的財産権の登録もしくはその有効性に関する訴えにつき、管轄権を有する。

#### 第二款 準拠法

#### 第八七条 物権の準拠法

有体物に関する物権は、その物権の援用時に当該物が所在する国の法による。物権の得喪は、それが生じたときあるいは当該物権の得喪の根拠となる行為がなされたときに、その物が所在していた国の法による。

#### 第八八条 移動中の物の準拠法

移動中の物に関する権利および名義は、仕向け地の法による。

#### 第八九条 輸送手段となる物の準拠法

航空機、船舶、その他公式登記簿に登録されている輸送手段となる物に関する権利は、その登録がなされた場所の法による。

#### 第九〇条 文化財の準拠法

ある国の文化財であるにもかかわらず、輸出時のその国の法に照らして違法な手段でその領土から離れてしまった文化財についての国家による返還請求権については、その国の選択により、当該国の法、もしくは、返還請求時にその文化財が所在している国の法による。ただし、その物を文化財としている国の法が善意の占有者の保護を全く認めていない場合には、その者は返還請求時にその文化財が所在している国の法により認められる保護を援用することができる。

#### 第九一条 流通証券の準拠法

① その登録が法により定められている証券に関する権利は、権利の名義人の口座への登録が記載されている登録簿の所在地法による。反証がない場合には、登録簿は、名義人の口座を管理している者の主たる営業所の所在地であるとする。

② 第一項の意味における登録の対象とならない証券の権利は、その証券が援用時に所在する国の法による。

この権利の得喪は、それが生じたときあるいは当該権利の得喪の根拠となる行為がなされたときに、証券が所在していた国の法による。

③ 証券発行地の法は、当該証券が財もしくは有価証券 (un bien ou une valeur mobiliere) を化体しているか否かを決定し、その流通性および当該証券に付随する権利について規律する。

### 第九二条 盗難物の準拠法

盗難物の返還請求権は、原所有者の選択により、物の紛失当時の物の所在地法もしくは、返還請求時の物の所在地法による。ただし、紛失当時の物の所在地法が、善意の占有者の保護を全く認めていない場合には、その者は、返還請求時に物が所在している国の法により認められる保護を援用することができる。

### 第九三条 知的財産権の準拠法

知的財産権は、その所有権の保護が求められている国の法による。

ただし、工業所有権の原名義人 (titulaire originalaire d'un droit de propriété industrielle) の決定は、知的活動 (l'activité intellectuelle) が最も密接な関連を有する国の法による。当該活動が、契約関係において生じている場合には、反証がなければ、最も密接な関連を有する国とは、当該契約関係について適用されるべき法の所属する国をいうものとする。

### 第九四条 物権の準拠法の適用範囲

本款において定められる準拠法は、特に以下の事項につき適用がある。

- (i) 物が動産であるか不動産であるか
- (ii) 物権および知的財産権の存在、性質、内容および物権および知的財産権が物に及ぼしうる影響の範囲

- (iii) 物権および知的財産権の名義人
- (iv) 物権および知的財産権の処分可能性
- (v) 物権および知的財産権の設定行為、変更、譲渡および消滅の方式
- (vi) 物権の第三者に対する対抗力
- (vii) 担保物権間の順位

### 第三款 外国判決の効力

#### 第九十五条 知的財産権に関する判決の効力

知的財産権の登録もしくは有効性に関して下された登録を生ぜしめる外国判決は、ベルギーにおいては、第二十五条に定める拒否事由がある場合のほか、当該登録が、国際条約の文言に照らして、ベルギー国内で行われたかもしくは行われたとみなされる登録についての請求である場合には、承認されない。

### 第九章 債権

#### 第一款 國際裁判管轄

##### 第九六条 契約債務および契約外債務に関する国際裁判管轄

ベルギー裁判所は本法総則に別段の定めがある場合を除くほか、以下の場合に、債権に関するすべての請求につき管轄権を有する。

###### (i) 契約債務が

###### (a) ベルギーで生じた場合

###### (b) ベルギーで履行されたか履行されるべき場合

(ii) 不法行為に基づく債務が

(a) 当該債務を生ぜしめる行為がベルギーで生じたかもしくは生じる恐れがある場合

(b) 損害がベルギーで発生したか発生する恐れがある場合

(iii) 準契約債務を生ぜしめる行為がベルギーで発生している場合

### 第九七条 労働関係および消費者関係に関する国際裁判管轄

① ベルギー裁判所は、その職業活動以外の目的で行為をした自然人、すなわち消費者により、その職業活動

の範囲で物もしくは役務を提供したかもしくはすべきであった相手方に對して提起された訴えにつき、第九六条に定める債務に關して、以下の場合に、管轄権を有する。

(i) 消費者がベルギーで契約締結に必要な行為をなし、かつその当時にベルギーに常居所を有していた場合

(ii) 注文のときにベルギーに常居所を有する消費者に対し、物もしくは役務が提供されたかもしくは提供されるべきであった場合、ただし消費者が、ベルギーにおいて注文に先立つ申し込みを受けていたか、広告を受けていた場合に限る。

② 労働者に關しては、労働者が紛争時にベルギーで労務を常時給付している場合には、第九六条の意味において当該契約債務はベルギーで履行されたものとする。

③ 管轄合意条項は、紛争発生後になされたものである場合には、労働者および消費者に對してなんらの効力も有しない。

### 第二款 準拠法

### 第九八条 契約債務の準拠法

① 契約債務は一九八〇年六月一九日ローマで締結された契約債務の準拠法に関する条約に従い適用されるべき法による。法に別段の定めがある場合を除き、この条約の適用外の契約債務は、同条約三条ないし一四条に従い適用されるべき法による。

② 為替手形および約束手形は、一九三〇年六月七日ジュネーブで締結された為替手形および約束手形の方式にに関する準拠法を決定する条約に従い適用されるべき法による。

③ 小切手は、一九三一年ジュネーブで締結された小切手の方式に関する準拠法を決定する条約に従い適用されるべき法による。

#### 第九九条 不法行為に基づく債務の準拠法

① 不法行為に基づく債務は以下の法による。

(i) 不法行為責任を負う者と被害者が損害を与える行為の発生当時同一国に常居所を有している場合にはその国の法

(ii) 共通常居所地がない場合には、原因行為と損害の生じたか生じる恐れのある国とが同一であればその国の法

(iii) いづれにも該当しない場合には、当該債務が最も密接な関連を有する国の法

② ただし、以下の不法行為債務は、以下に定める法による。

(i) 名誉毀損、私生活もしくは人権侵害の場合には、原告の選択に従い、原因行為もしくは損害が生じたか生ずる恐れのある場所の法のいづれかによる。ただし、損害がその国で生ずることを予見できなかつたことを加害者が証明した場合はこの限りではない。

- (ii) 不正競争もしくは競争制限行為の場合は、損害が生じたか生ずる恐れのある場所の法による。
- (iii) 環境侵害による物および人への損害の場合には、損害が生じたか生ずる恐れのある場所の法による。
- (iv) 瑕疵ある物もしくは役務による損害の場合には、損害が生じたか生ずる恐れのある場所の法による。ただし、損害がその国で生ずることを予見できなかつたことを加害者が証明した場合はこの限りではない。
- (v) 交通事故の場合には、一九七一年五月四日ハーグで締結された交通事故に関する準拠法についての条約に従い適用されるべき法による。

#### 第一〇〇条 補助的連絡

当事者間にすでに存在している法律関係と密接な関連を有する不法行為に基づく債務は、当該関係に適用されるべき法による。

#### 第一〇一条 不法行為に基づく債務の準拠法の選択

当事者は、紛争発生後不法行為に基づく債務に適用されるべき法を選択することができる。ただし、一九七一年五月四日ハーグで締結された交通事故に関する準拠法についての条約を害することはできない。この選択は明示になされなければならず、第三者の権利を害することはできない。

#### 第一〇二条 安全規範および行動規範の考慮

不法行為に基づく債務に適用されるべき法がいかなるものであろうとも、責任の決定については、損害行為のなされた地でその当時効力を有する安全規範および行動規範を考慮しなければならない。

#### 第一〇三条 不法行為に基づく債務の準拠法の適用範囲

① 不法行為に基づく債務の準拠法は、特に以下の事項につき適用される。

- (i) 責任の要件および範囲
- (ii) 他人の行為の責任
- (iii) 免除の自由ならびに責任の制限および分配
- (iv) 賠償すべき損害の存在および性質
- (v) 裁判所が損害の予防措置もしくは損害の終了を保証するとみなしうる措置
- (vi) 損害賠償の方法および範囲
- (vii) 受けた損害の賠償を受ける権利を有する者
- (viii) 被害者の賠償を受ける権利が相続人により行使されうる範囲
- (ix) 時効および期間の徒過に基づく失権。期間の始期、中断、および中止も含まれる。
- (x) 法律上の推定および立証責任
- (1) 準契約債務は、それが最も密接な関連を有する国による。債務は、反証がない限りは、当該債務が生じた国と最も密接な関係を有すると推定される。ただし、他人の債務の支払いの結果生じた債務は、反証がない限りは、債務の準拠法の所属国と最も密接な関連を有するものとする。最密接関連の評価においては、当事者にすでに存在しているか計画されている関係を考慮しなければならない。
- (2) 当事者は準契約債務に適用されるべき法を紛争の後に選択することができる。この選択は明示になされね

ばならず、また第三者の権利を害することができない。

#### 第一〇五条 単独の意思による債務負担の準拠法

単独の意思による債務負担に基づく債務は債務を負担する者により選択された法による。選択がない場合には、その者が債務負担時に常居所を有する国の法による。

#### 第一〇六条 保険者に対する直接訴権の準拠法

第九八条ないし第一〇五条に従い、債務に適用されるべき法は、侵害された者の、責任保険の保険者に対する直接訴権の可否について適用される。第一文により適用されるべき法が直接訴権を知らない場合、保険契約の準拠法が直接訴権を認めている場合には、直接訴権は行使されうる。

#### 第一〇七条 代位の準拠法

弁済をした第三者のための債権者の権利への代位は、第三者の債権者への弁済債権の準拠法による。第一文は、同一の契約外債務を負っている者が複数存在しており、債権者がそのうちの一人から弁済を受けた場合にも同様に適用される。

#### 第一〇八条 第三者に対する代理の効果の準拠法

仲介者が第三者に対してある者の代理として代理をすることができるか否かについては、仲介者が行為をした場所の法による。反証がなければ、この国は、仲介者が常居所を有する国とされる。

#### 第一〇九章 法人

#### 第一〇九条 法人に関する国際裁判管轄権

本法総則に別段の定めがある場合を除くほか、ベルギー裁判所は、当該法人の主たる営業所もしくは定款上の

本拠がベルギーに存在している場合にのみ、法人の有効性、機能、解散、および清算に関する訴えにつき管轄権を有する。第一文の規定にかかるべく、ベルギー裁判所は、本法総則に別段の定めがある場合を除くほか、支店、代理店、あるいはそのほかの営業所の営業に関する訴えにつき、この支店、代理店、その他の営業所が訴訟の開始時にベルギーに所在している場合には、管轄権を有する。

### 第一一〇条 法人の準拠法

法人は、設立時にその主たる営業所が所在している国の法による。外国法が、法人の設立準拠法を指定している場合には、この国の法が適用される。

### 第一一一条 法人の準拠法の適用範囲

- ① 法人の準拠法は特に以下の事項につき適用がある。
- (i) 法人の存在および法的性質
  - (ii) 名称もしくは商号
  - (iii) 設立、解散および清算
  - (iv) 法人の能力
  - (v) 構成、その機関の権能および機能
  - (vi) 社員もしくは構成員間の内部関係、ならびに法人と社員もしくは構成員との関係
  - (vii) 社員もしくは構成員の資格の喪失
  - (viii) 持分もしくは株に関する権利および義務、ならびにその行使
  - (ix) 組合もしくは社団の権利侵害についての責任

## (x) 法人がその機関により負わされた債務の第三者に対する効力の範囲

② ただし、法人は準拠法による代表権の制限に基づく無能力を、この無能力が相手方の行動地の法により知られていなかつたか、もしくは、相手方が行為時にその無能力を知らず、また知ることができなかつた場合には、相手方に対して援用することができない。

## 第一一二条 主たる営業所の移転

法人の主たる営業所のある国から別の国へ移転することは、法人格の中止なく、これらの国の法により認められている要件に従つてのみなされる。

法人の主たる営業所を別の国の領土に移転する場合には、この国の法が移転のときから適用される。

## 第一一三条 合併

法人の合併は、各法人につき、合併前に属していた国の法による。

## 第一一四条 公開の発行に基づく請求

公開発行により生じる証券に関する請求は、当該証券の所持人の選択により、法人の準拠法かもしくは当該発行がなされた国の法による。

## 第一一五条 外国判決の効力

法人の有効性、機能、解散および清算に関する外国判決は、第一五条の拒絶事由のほか、法人の主たる営業所および定款上の本拠が外国での訴訟開始時に、ベルギーに所在していた場合には、ベルギーで承認されない。

## 第一章 支払不能状態の集団的清算 (Reglement collectif de l'insolvabilité)

## 第一一六条 適用範囲

本章は、破産手続き、強制和議手続き、および債務の集団的清算として知られる、債務者の支払不能状態に基づく集団的手続に適用される。

#### 第一一七条 1346 / 2000 / CE 規則の適用範囲の拡張

本法の目的のため、110000年五月二九日1346 / 2000 / CE 規則の支払不能の手続きに関する諸規定は、この規則が適用されない国に財産が所在している場合にも以下の者につき適用される。ただし一二一条の規定を害することはできない。

(i) 規則第一条第二項の対象となつて いる企業。ただし一次的手続もしくは土地に関する手続き (procedure territoriale) に関する規定を除く。

(ii) その主たる利益の中心が規則が適用されない国の領土に所在して いる債務者

#### 第一一八条 支払不能状態に関する国際裁判管轄権

本法総則に別段の定めがある場合を除くほか、ベルギー裁判所は、債務者の支払不能状態に基づく集団的手続につき、第一一七条の対象となる規則により規定される場合にのみ管轄権を有する。ただし、第一一七条による場合においては、反証がなければ、会社もしくは法人は、主たる利益の中心をその主たる営業所の所在地に有するものとする。

ベルギー裁判所が支払不能の宣言を下す管轄権を有している場合には、同時にそこから生じる抗弁についても管轄権を有する。

債務者の支払不能状態に基づく集団的手続を開始する、債務者の主たる利益の中心が所在する国で下された外国判決の承認は、第一一七条の対象となる規則第三条第二項により定められる集団的手続を開始するベル

ギー裁判所の管轄権を害するものではない。

### 第一一九条 支払不能状態の集団的清算の準拠法

債務者の支払不能状態に基づく集団的清算は、第一一七条の対象となる規則により指定される法による。準拠法が当該規則の適用されない国の法であつても同様である。

### 第一二〇条 情報提供義務および協力義務

破産の主たる手続きもしくは土地に関する手続きの倒産財産管財人は、ベルギー裁判所の監督の下で、第一一七条の対象となる規則が適用されない国のそれらの者と協力し、情報を交換しなければならない。ただし、その国の法が同様の方法での協力もしくは情報交換についての規定をおいでいる場合に限る。

前文に定めた要件は、第一一七条の対象となる規則第三十五条の意味における余剰資産の移転の場合にも、当該規則が適用されない国において指名された主たる手続きの倒産財産管財人について適用される。

### 第一二一条 支払不能状態に関する外国判決の効力

第一一七条の対象となる規則の適用されない国で下された、債務者の支払不能状態に基づく集団的手続きを開始するもしくは終了する外国判決は、第二二条所定の要件を満たしている場合にベルギーで承認される。

ただし、第二五条の拒絶事由のほか、この規則の意味における債務者の主たる利益の中心が、支払不能状態の自認時、もしくは訴訟の開始時にベルギーに所在している場合はこの限りではない。

## 第一二二章 信託

### 第一二二条 信託の特徴

本法の意味において、「信託」とは、設定者の行為もしくは判決により生ずる法律関係であり、それにより、

受益者の利益のためもしくは一定の目的のために管理することを目的として、財産が受託者の監督下に置かれるものをいう。この法的関係は以下の特徴を呈する。

- (i) 信託財産は、受託者の資産の一部となるのではなく、それとは別の資産を構成する。
- (ii) 信託財産に関連する名義は、受託者もしくは受託者の代理人の名となる。
- (iii) 受託者は、信託の文言及び受託者に法により課せられる規則に従つて財産の管理、運用、もしくは処分をする権利を与えられ、義務を課せられる。

### 第一二三条 信託に関する国際裁判管轄

① 本法総則に別段の定めある場合を除くほか、ベルギー裁判所は、以下の場合に、設定者、受託者もしくは受益者間の関係に関するすべての訴えにつき裁判管轄権を有する。

- (i) 信託がベルギーで管理されている場合

訴訟の開始時にベルギーに所在する財産に関する請求

② 信託設定証書において、ベルギーもしくは外国裁判所の裁判管轄が合意されている場合には、第六条および第七条が適用される。

### 第一二四条 信託の準拠法

① 信託は、設定者により選択された法による。選択は明示になされねばならないか、あるいは、信託設定証書もしくはそれを証明する文書に記載されていなければならない。この選択により設定者は信託の全部もしくは一部に適用されるべき法を指定することができる。ただし、この選択により、第七八条により適用されるべき法の保証する権利を相続人から奪う結果がもたらされてはならない。

信託のすべての重要な要素が信託制度を知らない法制度の国に集中している場合、この選択は効力を有しない。

② 信託の準拠法が第一項に従つて選択されておらず、もしくは、選択された準拠法が信託を有効なものと認めない場合には、信託は、受託者が設定当時常居所を有する国の法による。

#### 第一二五条 信託の準拠法の適用範囲

① 信託の準拠法は特に以下の事項につき定める。

- (i) 信託の設定およびその方式
- (ii) 信託の解釈
- (iii) 信託の管理ならびにそこから生じる権利義務
- (iv) 信託の効果
- (v) 信託の終了

② この法は、信託財産の所有権の移転行為の有効性、信託財産の所有権の移転、もしくは信託財産の第三取得者の保護については適用されない。信託財産の第三所持者の権利義務は第八章により適用されるべき法による。

### 第二三章 最終条項

#### 第一款 経過規定

##### 第一二六条 國際裁判管轄ならびに外国判決および外國公正証書の有効性

① 裁判所の國際裁判管轄權に関する各条は、本法の施行後に提起される訴えにつき適用される。

官憲の国際裁判管轄権に関する各条は、本法の施行後に生じる行為につき適用される。

- ② 外国判決および外国公正証書の有効性に関する各条は、本法の施行後に下された判決および生じる行為につき適用される。

ただし、本法施行前に下された判決もしくはなされた行為であっても、本法の要件を満たす場合には、ベルギーで本法の認めると同じ効力を享受することができる。

### 第一二七条 法の抵触

- ① 本法は、その施行後に生じた行為および事実につき適用される法を決定する。

本法は、その施行前に生じた行為もしくは事実について、施行後に発生したその効果につき適用される法を決定する。ただし、第九八条、九九条、一〇四条および第一〇五条の対象となる行為もしくは事実をのぞく。

- ② 本法施行前に当事者によりなされた準拠法の選択は、それが本法の定める要件を満たす限り有効である。

- ③ 第五五条および五六条は、本法施行後に提起される訴えにつき適用される。

- ④ 第六二条乃至第六四条は、本法施行後に提起される訴えにつき適用される。

ただし、施行前に有効に成立した親子関係を害することはできない。

- ⑤ 第六七条乃至六九条は本法施行後に成立した行為につき適用される。

- ⑥ 第一二四条および一二五条は、本法施行前に成立した行為につき適用される。

ただし、本法施行前に有効に成立した行為を害することはできない。

### 第二款 變更規定

### 第一二八条 ベルギー人に関する外国身分証書の登記

一九四八年一二月一五日法により廃止された民法第四八条は、以下の規定として復原される。

#### 《第四八条

① すべてのベルギー人、もしくはその法定代理人は、その者に関する身分証書および外国での事実が、その住所地市町村もしくは王国領土への帰国後最初の本拠地市町村の身分登録簿に登記されるよう求めることができる。欄外付記は通常の登録簿の欄外に、証書の関連する事実の行われた日付をもつて記載される。

ベルギーに住所もしくは常居所を有しない場合には、前文に定める証書の登記は、当事者もしくは直系尊属のうちの一人のベルギーにおける最後の住所地市町村、あるいは、その出生地市町村の身分登録簿になされる。さらに、それらもない場合には、ブリュッセルの身分登録簿に記載されうる。

② 国王代訴人（検察官）（*le procureur du Roi*）は、外国で作成されたベルギー国民に関する身分証書が、第一項に従い身分登録簿に登記されるよう求めることができる。』

#### 第一二九条 夫婦財産制の準拠法の選択の欄外付記

一九七六年七月一四日法、一九八七年三月三一日法、一九九〇年一月一九日法および一九九九年五月四日法により改正された民法第七六条は、第一〇項を、「夫婦財産制」という語の後に以下の通り補足する。

『および、国際的な状況においては、両配偶者によりなされる夫婦財産制の準拠法の選択』

#### 第一三〇条 一方配偶者がベルギー人である場合の夫婦財産制の選択

一九七六年七月一四日法により改正された民法第一三八九条における「あるいは、配偶者的一方がベルギー人である場合には、外国法制につき」との文言は、削除する。

#### 第一三一条 外国で行われた夫婦財産制の変更（Mutation）

一九七六年七月一四日法により改正された民法第一三九五条には、以下の規定を補足する。

《⑤ 夫婦財産制の変更をもたらす外国での行為は、ベルギーでのその承認について必要な要件を満たしている場合には、ベルギー公証人により作成される証書の欄外に付記する」と、および当該証書に付する「こと」である。」の方式は、変更の公示として (publicité de la mutation) なれ、第三者を害する」とはない。》

### 第一三二条 第一審裁判所の裁判管轄権

民事訴訟法第五七〇条は以下の規定に改正される。

《第五七〇条 第一審裁判所は、国際私法典を対象とする…法の第一三三条第一項および第二七条第一項の対象とされている訴えにつき訴額 (valeur du litige) がいくらであるかを決定する。》

### 第一三三条 破産および強制和議に関する土地管轄権

① 民事訴訟法第六三一条第一項第一号は以下の通り改正される。

(i) 第一文において「商人がその主たる営業所、もしくは、法人に関する場合には、その本拠を、破産の自

認 (l'aveu de la faillite) 時もしくは、司法手続きの開始時に有してくる」とこへ文言は、以下のように改正される。

「自然人であると法人であるとを問わず、商人の主たる営業所が破産の自認 (l'aveu de la faillite) 時もしくは司法手続きの開始時に所在している」

(ii) 第二文は以下の通り改正される。

「自然人であると法人であるとを問わず、破産の申立て以前に商人の主たる営業所が変更される場合には、破産は同じくその時点に商人が主たる営業所を有していた管轄区の裁判所に申立てる」とがである。」

(iii) 第三文は以下の通り改正される。

「(v)の期間は商業登記簿に主たる営業所の変更の記載がなされた時点から徒過する。」

(2) 民事訴訟法第六三一条第一項第二号の第一文は以下の通り改正される。

「11000年五月一九日1346/2000/CE規則第三条第二項適用の結果、域内破産もしくは一次的な破産について管轄権を有する商事裁判所は、債務者が対象となる施設を有している管轄区の裁判所である。」

(3) 民事訴訟法第六三一条二項第一号は、以下の通り改正される。

「強制和議の合意について管轄を有する商事裁判所は、債務者が、自然人であると法人であるとを問わず、手続きの開始時に主たる営業所を有する管轄区の裁判所である。」

#### 第一三四条 債務の集団的清算に関する土地管轄権

民事訴訟法第1675/2条第一号の「ベルギーに住所を有する」との文言は削除する。

#### 第三款 廃止規定

##### 第一三五条 廃止規定

以下の規定は廃止される。

- (i) 一九四九年一二月一五日法により改正された民法第三条、一五条および四七条
- (ii) 一九三一年七月一二日法により改正された民法第一七〇条、一七〇ter条および一七一条
- (iii) 一九八七年四月二七日法により改正された民法第三四四条乃至三四四quater条
- (iv) 一九八〇年一二月一五日法により改正された民法第九一二条
- (v) 一九四九年一二月一五日法および一九七一年七月二九日法により改正された民法第九九九条

- (vi) 民事訴訟法第五八六条二号および三号、六三五条、六三六条並びに六三八条
- (vii) 少なくとも配偶者の一方が外国人である場合の離婚の許容性に関する一九六〇年七月二七日法
- (viii) 破産に関する一九九七年八月八日法第三条
- (ix) 会社法を含む一九九九年五月七日法第五六条

#### 第四款 施行

##### 第一三六条 施行

王は本法の施行される期日を指定する。

本翻訳は、科学研究費補助金（基盤研究（B）（1））「グローバル社会における新しい国際商法ルールの立法化に向けて」  
および同（基盤研究（A）（1））「科学技術の発展と涉外法モデルの開発」の成果の一部である。

本翻訳にあたっては仁木恒夫教授から貴重な助言を頂いた。紙面を借りてお礼を申し上げる。